

## 米国財務省及び FRB による 6,000 億ドルの Main Street 融資プログラムの開始

大企業・中堅企業は 2,500 万ドルから 1 億 5,000 万ドルの融資の利用が可能に

マシュー・オレスマン、エリザベス・ヴェラ・モラー、ジョエル・M・サイモン、エイミー・P・ゴーシュ

- 米国財務省と米連邦準備理事会 (FRB) は、2 つの新たな融資プログラムの創設及び 3 つの緊急融資プログラムの増額を発表しました。
- 従業員が 10,000 人以下の企業は、「Main Street Business 融資プログラム」を通じて最大 1 億 5,000 万ドルの融資を受けることができます。
- 本融資プログラムによる資金調達を検討している企業は、2020 年中の資金ニーズを精査し、必要と思われる情報を収集し、公的資金の注入と引き換えに課される制約と、その制約が今後の事業運営や既存の資金調達に長期的でネガティブな影響を及ぼすかどうかについて、十分に理解しておく必要があります。

※本稿は、2020 年 4 月 9 日に出稿された、[Treasury and Fed launch \\$600 Billion Main Street Lending Program](#) (英文) を、元にしたものです。記述についてはその時点の情報に基づくものである点ご注意ください。

Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act (CARES Act) に基づく 2.2 兆ドルに及ぶ緊急経済対策の一環として、4 月 9 日、米国財務省と FRB は、2 つの新たな融資プログラム—「Main Street Business 融資プログラム」及び「地方政府流動性ファシリティー」の創設と、3 月末に FRB が創設した 3 つの緊急融資プログラムの増額を [発表](#) しました。これらのプログラムに関心のある関係者は、正式な制度開始を前に、プログラムへのコメントを求められています。

新たなプログラムによる資金供給の具体的なプロセスはまだ明らかになっていませんが、支援を求める企業は、米国政府に対してではなく、プログラムに参加する銀行に対して申請を行うこととなります。本ニュースレターでは、(従業員数が 10,000 人以下の) 大企業・中堅企業及び非営利団体が新たな融資プログラムを利用しようとする際に想定しておくべきことについて、最新の情報をお伝えいたします。本ニュースレターに記載の情報は、米国財務省及び FRB が追加のガイダンスを作成・発表した場合に変更されることがあります。

## Main Street Business 融資プログラム

米国財務省は、「Main Street Business 融資プログラム」を通じて、750億ドルの資金で特別目的事業体(SPV)を設立し、企業宛に最大6,000億ドルの新規融資を行います。

このプログラムは、従業員が10,000人以下、又は、2019年の収益が25億ドル以下の企業向けに設定されます。CARES Actはそもそも従業員500人以上の企業を主な対象としていますが、本プログラムの発表では、融資を受けるための最小従業員数は特に条件として指定されていません。そうした詳細は後日明らかになるでしょう。

## プログラムの仕組み

「Main Street Business 融資プログラム」では、2つの新しい融資ファシリティの設立が必要となります。(1) Main Street [New Loan Facility](#) 及び(2) Main Street [Expanded Loan Facility](#) の2つです。この2つのファシリティによって、民間銀行から企業への融資が可能になります。

2つのファシリティのもと、FRBは、単一特別目的事業体(SPV)への融資をコミットします。米国財務省は、CARES Actに基づく750億ドルの資金をSPVに出資します。SPVは、民間銀行から対象となる融資の95%分の債権を買い取り、民間銀行には融資の5%分が残ります。両ファシリティの規模は、合計で6,000億ドルにのぼります。

SPVは、FRBと米国財務省がファシリティの期間を延長しない限り、2020年9月30日まで債権の買取りを行う予定です。

## 借主としての適格性要件

- 従業員数が10,000人以下、又は2019年の収益が25億ドル以下の企業及び非営利団体。最小要件(例. 従業員500人超)はまだ設定されていません。
- 米国で、又は米国の法律に基づいて設立又は組織され、国内で相当な事業を行っており、従業員の過半数が国内に常駐している必要があります。現時点では、外国人による米国法人の所有に関する制限はありません。
- 破産手続き中の債務者は、本融資プログラムを利用することはできません。
- 新型コロナウイルスのパンデミックの結果として、需要の減少、予算外の医療費及び借入不能を含む「補償対象となる損害」を被った、または被る必要があります。

借主は、Primary Market Corporate Credit Facility(後述)を利用することはできません。さらに、Main Street New Loan Facility を利用している借主は、Expanded Loan Facility を利用することはできず、逆も同様です。

## 対象となる融資

対象となる融資は、民間銀行等の適格性を有する貸主からの無担保タームローンです。Main Street New Loan Facility の対象となる融資は、2020年4月8日以降に実行された融資です。

Main Street Expanded Loan Facilityの対象となる融資は、2020年4月8日より前に実行され、その後増額された融資です。

新規融資又は既存融資の増額トランシェは、以下の特徴を備えている必要があります。

- 4年満期
- 直接融資の金利は、リスク及び市況を反映する必要がありますが、年率2%を超えてはいけません。融資期間はまだ定められていません。
- 元金支払いの1年間の繰り延べ
- 適用金利は基準レート(Secured Overnight Financing Rate 担保付翌日物調達金利) + 250 ~ 400 ベーシスポイントの変動金利
- 違約金なしでの期日前返済が可能
- 最少借入金額は100万ドル
- 貸主は借主に一定の手数料のチャージが可能
- Main Street New Loan Facility 融資：最大借入可能額は、以下のうちいずれか小さい金額 (1) 2,500万ドル又は(2) 借主の既存の融資枠における既に融資済金額と未実行残高に加算される場合、借主の2019年のEBITDAの4倍を超えない額
- Main Street Expanded Loan Facility 融資：最大借入可能額は、以下のうちいずれか小さい金額 (1) 1億5,000万ドル、(2) 借主の既存の融資枠における既に融資済金額と未実行残高の30%、又は(3) 借主の既存の融資枠における既に融資済金額と未実行残高に加算される場合、借主の2019年のEBITDAの6倍を超えない額

### 資金供給方法

- 本プログラムでは、適格性を有する貸主には、米国の預金保険加入銀行及び貯蓄金融機関が含まれます。
- 融資の形態は、主に金融機関から借主に対して行われる直接融資です。
- 融資は、民間部門におけるシンジケートローンや、通常の事業活動における金融機関からの融資または証券・資本市場取引の一部として行うことはできません。

### 融資に課される制約

- 借主は、本融資プログラムによる借入金を他の借入の返済に使用してはいけません。
- 借主は、本融資プログラムによる借入金の全額を返済するまでは、他の同位の又は劣後する負債の返済を(必須の元本返済を除いて)差し控える必要があります。

- 借主は、あらゆる金融機関における未実行の融資枠を解約したり、減額してはいけません。
- CARES Act では、支援を受けた企業は、調達した資金を、2020年9月30日まで、従前と同じ給与及び福利厚生のもとで少なくとも90%の労働力を維持するために使用する必要があると規定されています。しかし、4月9日に発表されたガイダンスでは、単に、「融資期間中は給与の支払いを維持し、雇用を継続する『合理的な努力をする』ために借入金を使用することとする」と述べるに留めています。
- 借主は、新型コロナウイルスに関連する公衆衛生上の緊急事態の収束後4か月以内に、2020年2月1日時点の従業員の少なくとも90%以上を復職させ、従業員に対する全ての給与及び福利厚生を元の状態に戻すよう企図している必要があります。
- 借主は、融資の返済後2年間は、事業を外部委託したり、海外に移転することはできません。
- 借主は、融資期間中又は融資の返済後12ヵ月間は、配当金の支払いや自己株式の取得を行ってはいけません。現時点では、非上場企業における他の種類の資本の分配についても同様に制限されるかどうかは不明です。
- 多額のビジネスローンの供与を受けている企業の高額報酬役員や経営陣は、給与額が425,000ドルを超える従業員の給与を増額したり、そのような従業員に相当の退職手当又は解雇給付を提供することを禁止されています。
- 借主は、融資期間中及びその後2年間は、団体協約を破棄してはならず、融資期間中の労組結成に向けた活動に対して中立を維持する必要があります。

## プロセス

プロセスはまだ発表されていませんが、[Small Business Association \(SBA\) の Paycheck Protection プログラム](#)や、航空産業及び「国家安全保障を維持する上で重要な」企業向けの所得保障及び融資プログラムのプロセスが指針になる場合、次のようになると考えられます。

- 米国財務省は略式の融資申請を発行するため、以下を要求することになると考えられます。
  - 株主を含めた企業の基本情報
  - 必要となる融資額及び資金使途
  - 上記要件に対する各種の誓約書
- 申請者は、以下の情報の提供も求められるものと考えられます。
  - 新型コロナウイルスによる危機が企業に及ぼした経済的影響及び公的資金以外の資金調達方法がないこと
  - 企業の現在の借入水準及びこれの返済計画

- 従業員数の推移
- 財務諸表
- 申請が承認された場合、米国財務省は融資条件を決定するために契約書のドラフトを提示します。条件交渉はおそらく限られたものになると思われます。現時点では、融資の保全のために担保又はその他のコミットメントが求められるかどうかは不明です。

財務省に与えられた幅広い権限及び裁量を考慮すると、資金調達を望む企業は、将来の議会や監察総監又は司法省による調査のリスクを最小限に抑えるのと同時に、競争の激しいなかで資金調達の申請を通すため、トランプ政権と議会と綿密に連携を取りながら、交渉を進めていく高度なロビー活動戦略を練る必要もあるでしょう。

### 地方政府流動性ファシリティ

「Main Street 融資プログラム」に加えて、米国財務省は「地方政府流動性ファシリティ (Municipal Liquidity Facility)」としてSPVに350億ドルを拠出し、基本的サービス及び新型コロナウイルス対策のための資金を州、郡及び市に直接供給します。多くの州が納税期限を延長しているため、このファシリティは税収の遅延を埋め合わせる資金を提供することになります。

### 追加の資金拠出及び既存ファシリティの増額

3月下旬、FRBは、緊急融資権限を利用して金融市場を安定させるために3つの新たなファシリティを設定しました。Primary Market Corporate Credit Facility (PMCCF)は、社債による資金調達の安全装置として機能するものです。Secondary Market Corporate Credit Facility (SMCCF)は、流通市場で社債を購入する資金を融資するものです。Term Asset-Backed Securities Loan Facility (TALF)は、学生ローン、自動車ローン及びクレジットカードローン等によって担保された資産担保証券の発行を可能にするものです。

米国財務省は、PMCCF及びSMCCFの増強のため、CARES Actに基づく750億ドルの資金の拠出を承認しました。また、新たに発行された高格付担保付ローン債権の買取りを対象に含めるべく、TALFの増額を承認しました。

このプログラムの場合も、CARES Actによる行政府の権限及び裁量を考慮し、上述のとおり将来のリスクを最小限に抑えながら資金調達をするため、ロビー活動も含む総合的な高度戦略を練る必要があるでしょう。各種融資プログラムの詳細や今後の動きについては、当事務所の[エリザベス・ヴェラ・モラー](#)、[マシュー・オレスマン](#)又は[Public Policy practice](#)の弁護士までご連絡ください。

新型コロナウイルスの世界的な脅威に関して、サプライチェーンマネジメント、保険法、サイバーセキュリティ、雇用法、会社法及びその他の分野においてクライアントの皆さまに重要なガイダンスを提供しております。詳しくは、当事務所の[COVID-19 \(Coronavirus\) Resources Center](#)をご覧ください。

### 本稿の内容に関する連絡先

**奈良房永** (日本語版監修)

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1187

[fusae.nara@pillsburylaw.com](mailto:fusae.nara@pillsburylaw.com)

**前田倬** (日本語版作成協力)

**Matthew Oresman**

1200 Seventeenth Street, NW

Washington, DC 20036

+1.202.663.8047

[matthew.oresman@pillsburylaw.com](mailto:matthew.oresman@pillsburylaw.com)

**Elizabeth Vella Moeller**

1200 Seventeenth Street, NW

Washington, DC 20036

+1.202.663.9159

[elizabeth.moeller@pillsburylaw.com](mailto:elizabeth.moeller@pillsburylaw.com)

**Joel M. Simon**

31 West 52nd Street

New York, NY 10019

+1.212.858.1094

[joel.simon@pillsburylaw.com](mailto:joel.simon@pillsburylaw.com)

**Aimee P. Ghosh**

1200 Seventeenth Street, NW

Washington, DC 20036

+1.202.663.8091

[aimee.ghosh@pillsburylaw.com](mailto:aimee.ghosh@pillsburylaw.com)

### Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

**田中里美**

[satomi.tanaka@pillsburylaw.com](mailto:satomi.tanaka@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2020 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.